

おおたシティプロモーション認定事業審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 シティプロモーションの促進を図るため、おおたシティプロモーション認定事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審査委員会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) おおたシティプロモーション認定事業に関する提案内容を審査すること。
- (2) 市民から応募のあったシティプロモーションに関する提案を評価すること。
- (3) おおたシティプロモーション認定事業に付随する事項に関すること。

(組織)

第3条 審査委員会は、おおたシティプロモーションアドバイザー及び市の関係職員をもって組織する。

- 2 委員は、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、前条に定める所掌事項が終了するまでとする。
- 4 審査委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。
- 5 委員長に事故があるときは、委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(秘密の保持及び助言の禁止)

第5条 委員は、審査に当たり知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

- 2 委員は、提案をしようとするものに対し、一切の助言を行ってはならない。

(補助対象事業等の決定)

第6条 市長は、審査委員会の審査結果等に基づき、提案書が提出された事業をおおたシティプロモーション認定事業として認定する。

(審査経過等の公表)

第7条 審査の公平性、透明性及び客観性を示すため、必要に応じ審査経過及び結果を公表するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、産業環境部観光交流課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。